

船夫ニ対スル貸金四千金円ニ及ビ此ノ制度ヲ特執スルトキハ現在ノ不況時ニ際シ至覺困難ニ陥ル虞アルヲ以テ積込仕込制ヲ採用セフト又ルモノナルト組合側ノ要求ニ依リ一應考慮ノ上米ル共五日何分ノ回答ヲ爲スル旨ヲ述ベ會見ヲ了レキ

八労働者側

労働者側ハ廿三日午前零時後米船由駛着内米三船渠ニ繋舟中ノ船十隻(内空船十隻、荷船七隻)ヲ干住町中組一丸四先干住火橋下流大川筋ニ回着繋留シテ氣勢ヲ昂ハツ、夕九時米ノ事懸

事業主側ニハ回答前ニ積荷回着未了ノ際繋留セルハ穩当ナラズトシテ憤慨シツ、アリテ態度強硬、船夫側又生活安定ノ爲メ抗争ヲ辞セバトシテ氣勢ヲ昂ケ居レルヲ以テ相当紛糾ヲ來スモノト認メラル  
 右及申(通)報候也

8.2  
 1503

勞務第二四六七号

昭和五三年七月三十一日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿  
 社會局長 官吉田茂 殿  
 大塚神奈川兵衛急務隊知事 殿

大都會送店船夫ノ勞働爭議ニ關スル件(第二報)

要旨

- (1) 七月二十五日積荷船ニ積向地ニ登航ス
- (2) 船夫ノ結束ヲ強メツ、アリ
- (3) 七月二十八日勞務員會見ト事業主側見解決案ヲ示ス、勞働者側ハ再會見迄固答ヲ拒保ス